

289

特 241

658

國際思想研究會
常務理事會

井田 磐 楠述

日獨防共協定是か非か？

國際思想研究會



* 0010428000 *

0010428-000

特 241-658

日独防共協定是か非か？

井田磐楠・述

國際思想研究会事務室

昭和 11

ABJ

廿四
658

目 次

- | | | | | | |
|---------------|-------------|-----------|-------------|------------|----------|
| 一 日本精神 | 二 ユミンアルシとは？ | 三 赤化工作の影響 | 四 日獨防共協定の必然 | 五 協定に對する反響 | 六 協定の眞精神 |
| 二 日本外務省聲明 | 三 獨逸宣傳相聲明 | 四 | 五 | 六 | 七 |
| 附錄 一 日獨防共協定條文 | | | | | |



一頁

三、日獨防共協定

日本人民公報

日本人民公報文



日獨防共協定是か非か?

井 田 共 楠 磐 述

一、日本精神

『君が代は巖と共に動かねば、碎けて返れ冲つ白浪』とは我が日本國民の國體に關する千古不動の信念であります。が、斯かる國民的信念は漫然として發生したものではなく、日本國民は過去に於て幾多の試練を突破し、現在に於ても亦た之れがために奮闘し而して將來に於て益々此の傳統的信念の完璧を期しつゝあるのであります。彼の藤田東湖が『中郎嘗て之れを用ひ、宗社磐石安し、清丸嘗て之れを用ひ、妖僧肝膽寒し。忽ち龍口の劍を揮ひ、虜使頭足分る。忽ち西海の颶を起し、怒濤胡氣を殲す』と詠じたるは、如何に日本國民の祖先が此の種國內的及國際的試練に際して善戦したるかを物語るものであ

ります。然らば日本は現在政治的及思想的に如何なる試練に直面し又た如何なる強敵に對峙しつゝあるのでありますか？世界大戰後各種の政治的、經濟的反道徳的新思潮並に活動が澎湃として各國を襲ふたのでありますか、其の中我日本國民に於て最も大なる關心を拂ふべきは一九一九年三月レーニンに依りて建設せられたる第三インターナショナル即ち共產インターナショナル（略稱コミニテルン）の思想、組織及其の活動であります。現に一九三五年夏モスクワに開催せられたるコミニテルン第七回世界大會に於てはスター・リーンをソウエート・ユニオン及共產インターナショナルの首領並に切迫せる世界ボリシエビキ革命の指導者として表彰し、獨逸共產主義者ピーグは『我等のモットーはソウエートのための鬪争であり。我等の旗幟はマルクス、エンゲルス、レーニン及スター・リーンの旗幟である。スター・リーンは世界無產階級の案内者である。共產主義者諸君！革命階級を打つて單一大軍とせよ』と述べ、其の他各國共產主義者の演説ありたる後（一）コミニテルン執行委員會の活動（二）帝國主義者の新世界戰爭準備とコミニテルンの任務（三）ファ

シズム反對、労働階級統一鬪争とコミニテルンの任務等が決議せられたのであります
が、同會議全體を通じてコミニテルンの首領達は共產黨固有の各種機關の發達、確立及
紀律に努め、又た第二インターナショナルと提携しつゝ社會主義、共產主義の『共同戰
線』と非マルキシストをも包含する所謂人民戰線の戰術を考慮し、且亞細亞及アフリカ
に於ける活動に大なる注意を拂ひ、支那の大部分を共產黨が占據することに重點を置い
たのであります。而して其の際彼等は所謂ファシストの國として日獨及波蘭を擧げ、爾
來此の方針に従ひ世界を民主國とアショの國に兩分し、苟も自己に不利なるものはフ
アショ國として離間し、其の世界赤化運動を展開せしむるために利用し、其の活動は近
時殊に西班牙及支那に實現せられつゝあるのであります。

二、コミニテルンとは？

茲にコミニテルン本來の組成に就て一言致しますが、ソウエート・ユニオンは社會主

義ソウエート共和國といふ形態として顯はれて居りますが、其の領域には限界なく、而して其の裏面にあるコミニテルンは専ら潜在的及腐蝕的方法を以て暗黙裡に併合政策を行ひ、若し新たに他國をソウエート化（赤化）することに成功した暁には其の國は當然ソウエート・ユニオンに結合せしめられて漸次全世界を蔽ひ、終には『世界的社會主義ソウエート・ユニオン』の建設に至らんとするものでありまして其の點は日本たると否とを區別乃至容赦するものでないことは、現に彼等が日本に赤化宣傳を行ひ且日本人主義者をモスクワ共產黨大學等に收容して保護、教養を與へ、他日彼等の中より『社會主義ソウエート日本共和國』中央執行委員會議議長の冊命を奉するものを出さんと準備しつゝあるに徵しても明かであります。

元來革命主義者は古今東西共に夢想的幻影を畫くものであります、モスクワを中心とするコミニテルンが遠く極東殊に日本迄も其の活動の手を延べるといふことは餘りにも突飛にて現實の問題としては夫れ程危険はないのであらうと見るものがありますので

一應コミニテルン東漸の經過に關して検討致しまするに、一九二〇年九月バクー東洋諸民族大會前後レーニンは『亞細亞を攻むるは転て西歐を破ることを得ん』と述べました
が、ジノウイエフも『露國は亞細亞に手を延ばす、然しうれば亞細亞が其の理想を採用するためあらず、又た社會的思想に一致するためでもない。實際の所は歐羅巴の帝國主義及資本主義を打倒するには八億の亞細亞人が必要であるからである』と云ひまし
て、彼等の東漸は西歐社會闘爭の手段として開始せられ且利用せられて來たことは、恰も是れと相前後してコミニテルンがアフリカに將た又た南北アメリカに活動して黒人を
も自己の政權維持と社會闘争に利用したのと何等の相異もないのです。然し、今
日に於ては亞細亞赤化の政策に成功すると否とは彼等の存亡に關する形勢となつたの
で、特に斯かる思想と活動に反対する日本を敵視して之れを帝國主義又はファツシヨの
國といひ觸らし、且支那と相抗争せしめようとしてあるのであります。

此の點に關しては一九三四年マヌイリスキーが最もあからさまに左の如く聲明して居

るのであります。『日本の帝國主義に對するソヴェート・ユニオン及世界プロレタリアの勝利は君主國に對する労働者及農民の勝利であらう。同時に又た全亞細亞に於ける革命の勝利、全支那に於けるソヴェートの勝利でもあらう。且又た世界的反動に對して與へられたる恐るべき打撃でもあらう。而して此の打撃は他の資本主義國に於けるプロレタリア革命を敢行せしむるであらう。』

マヌイリスキーテの時代は去つてディミトロフの時代となりましてもコミニテルンの精神に變化はなく、一九三五年大會に於ける決議並に其の後に於ける西班牙、支那及滿洲に於けるコミニテルンの活動も實は只だ國際事情の變遷に伴ふ新戰術を加味したるに過ぎないので、其の從來の主張たる所謂『凡ての勤労者の同胞主義』實は各國を横斷分裂せしめて、コミニテルンの制覇の下に立たしめる意圖に變化はないのであります。斯くて彼等の政策の極東に及ぼせる影響は誠に廣く且大なるものがありまして宗教、道德、

政治、經濟、軍事及社會制度各般に亘るのであります。以下項を分つて其の要旨を略述致します。

三、赤化工作の影響

(一) 政治、外交的影響——としては國際親善と條約尊重と云ふ今日迄世界の秩序と平和を維持したものが極東に於ても失はれたのであります。

ボリシェビキの政策は各國を離間して相鬭はしめ其の間隙に乗じて自己の赤化政策を行ふのでありますから、極東に於ても或は太平洋に於て日米を相反目せしめ、或は大陸に於て日支を相抗爭せしむるために手段を擇ばないのであります。ソヴェート國際法學者コロークインは嘗て『國際聯盟の根本的構造は現在の條件の下に現時の精神及言辭を適應して戰勝者ナポレオンの「神聖同盟」を蘇生せしめんとするものである』と評したのであります、今日はソヴェート政府は聯盟に加入してジュネーヴを其の

世界的宣傳舞臺に利用し日本に不利なる帝國主義者など、云ふ宣傳を試みてゐるのであります。又た嘗てソヴェート政府と断交した支那の蔣介石政府は現在『人民統一戰線』と稱するコミニンテルンの戰術に瞞著されて『近年の支那は日本問題重く第三國際問題は輕し』など、云ふ口實の下に再びボリシェビキと接近して日本と争はんとしてゐるのであります。斯くの如きは、コミニンテルンの各國離間策より來たもので、換言すれば極東もコミニンテルンの策動に依りて國際親善を阻害されつゝあるのであります。

次にボリシェビキ國際法學者の説に従へば『國際法とは相反する階級權力の國際鬭爭關係を規定する法則なり』と云ふのでありますから、彼等が舊來の國際法を蔑視し條約を一片のホゴ紙と見るのは當然の結果で自己に不利、不便の際には何等の遠慮もなく之れを蹂躪するのであります。此の點は既にソヴェート政府が聯盟加入の際白耳義國反共產團體セ・ペ・ス協會が一九三四年九月十五日發刊其の會報を以て最も勇敢に直言して居るのでありますから、次に其の一節を引用致します。

『モスクワは未だ其の世界革命の意思を少しも放棄してゐない。彼等の所謂「統一戰線」なるものが若し成立するに於ては社會主義運動を直接に操縱する最大可能性を彼等に與ふるであらう。

日本との戰爭に於て孤立に陥りはしまいかと云ふ懸念がソヴェート・ユニオンをして國際聯盟加入を承諾せしめた唯一の原因である。

斯くてソヴェートはジュネーヴの演壇の高所から其の破壊的行爲を繼續し得るであらう。

其の時になると「正義及公道」の支配を確保するを任務とする聯盟が皮肉にも同主義を否定する者に參加を許すこと悟るであらう』。

(二) 經済的影響—世界大戰前の在露國日本人は數千名に達して平和なる通商貿易、海運及漁工業に從事してゐたのであります、一九二五年一月二十日北京に於て締結せられたる『日蘇基本條約』は『兩國間に善隣及經濟的協力の關係を促進せむことを希望し』

と掲ぐるに拘らずソヴェート政府はコミニンテルン側の政策の影響を受けて日ソ間の經濟關係を發展せしむることが出來ないのです。ソヴェート側は北滿鐵道讓渡を以て日本に對する一大平和的讓歩と云ふて居りますが、日本は滿洲に於ける赤化工作を防ぐの一手段として該鐵道を一億數千萬圓で讓り受けたもので、同鐵道の經濟的價值は今後幾年に亘りて巨額の投資と多大の努力を費した後に始めて算定せらるゝのであります。尙ほ日本の對露債權がボリシェビキ政權のために否認せられて未だ何等の解決を見てゐないことは周知の通りであります。

更にコミニンテルンの支那に於ける活動は同國內に廣大なるソヴェート地區を現出せしめ、支那は其の赤匪討伐に多大の努力と失費を餘儀なくせられたるのみならず、其の戰亂及不安の影響として、もとより農業國である同國は近年に至つて米穀、麥粉、綿花及葉巻煙草等を輸入に仰がしめられてゐるのであります。又た其の間接の影響として支那奥地銀の上海流入、都市銀行預金の増加及其の現銀並に預金の土地建物への投資

となり、支那は有望なる産業を有しながら自ら之れを開發出來ず、而して國內資本を得るの困難は外資吸收に傾かしめられ、延て強國干涉の誘因を自ら作りつゝある有様であります。若し今後コミニンテルンの策動に利用せられて支那が所謂人民統一戰線に依りて排日抗日を繼續するに於ては同國經濟に及ぼす影響は一層大なるものとなるであります。

最後に外蒙古に就て見ましても、ボリシェビキは同地方にコルホーブを設け遊牧民たる外蒙古人に農業への移動を強制したる結果として家畜類の減少を來たし、終に彼等も再び其の政策を復舊して家畜の增加策を講せしむるに至つたのであります。

(三) 軍事的影響——ボリシェビキの戰爭は從來の戰時國際法規などに従ふものではなく、況んや我國の武士道又は西歐の騎士道などは彼等の想像もせない所であります。從てコミニンテルンが赤軍を背後として行ふ戰闘は誠に殘忍なるものであります。彼等は一種の戰法としてプロバガンダを用ひ、其の戰法はあらゆる國境を超へ、武力を無視し

て他國の國民的存立の急所を腐蝕せしむるので、之れに對しては舊來の防禦方法は何等の價值もなく、攻擊の方法は物質的より精神的に移り、政治的及社會的安定の頽廢を待つて赤軍を使用する所謂思想戰爭であります。彼の尼港事件に於て我が忠勇なる戰士が黒龍江の鬼となつたのは、斯かる卑劣なる詐術的戰法に對して武士として對應したからであります。現に最近支那赤軍がボリシェビキに指導せられて行ひつゝある戰法が如何に非人道的であるかは次の『大公報』(昭和十一年十一月四日發刊)所載の一例を見るも察知せらるゝのであります。彼の滿洲事變直前の張學良及其の後の蔣介石の政策即ち宣傳戰及バルチザン戰法を以て日本のポーツマス條約其の他に依る權益を破棄せんとするのは、元よりコミニテルンに學びたるものでありませうが、其の支那ですらもボリシェビキの戰術には啞然たらざるを得ないのであります。

『匪軍が鹽城縣を攻めた時縣長董某は一軍人にして、其の防備は極めて嚴重なりしのみならず内には訓練壯丁頗る多く、然かも壯丁は四面鄉村の選抜なりしを以て匪軍にして縣城の守を失はしめた』。

(四) 社會的影響——今日のコミニテルンは其の國際情勢就中ヒットラー獨逸の旗風に恐れをなしてプロレタリアート獨裁主義者たるを顧みず西歐民主主義諸國の援助を得るの手段として彼等の歡心を求むるに汲々と致して居ります。即ち或はソヴェート政府をして其の憲法及婚姻法に民主主義的改正を行はしめ、或は第三インターナショナルをして第二インターナショナル其他民主主義者乃至自由主義者と提携せしめ、或は支那共產黨首腦王明をしてソヴェート地區の撤廢をも聲明せしめて人民統一戰線の結成

に努力せしめ、最後には亡命獨逸共產黨をしてプロレタリアート獨裁をも敢て主張せざることを公表せしめてゐるのであります。彼等本來の主張は打倒資本主義、打倒帝國主義より出で、國債廢棄、土地沒收、外國貿易國營、宗教否認、言論・集會・結社の制限及家族制度破壊等頗る過激なるものにて、其の我國の一般人心殊に青年學徒及労働者等に及ぼせる影響の如何に毒素に富んでゐたかは、我國に於て治安維持法の制定を見るに至つた經緯に徴するも明かであります。況んや直接コミニテルンの勢力下に陥りたる隣邦支那ソウェート地區及其の近隣に及ぼしたる社會的影響は更に大なるものがあります。今其の大略を述べますに、支那に於てはコミニテルンの影響に依る急激なる政治上の變化は同國農村經濟の破綻、政治の紊亂、社會不安等を齎して、近年支那に於ては自殺及犯罪の數増大し、又た失業者及遊民も益々增加して、匪軍の豫備軍となり、延て支那社會組織の基礎たる家族制度を崩壊せしめ、而して家族制度の崩壊は更に社會不安若くは農村破壊に導きつゝあるのであります。

(五)

宗教・道徳的影響——支那ソウェート政府が尙ほ瑞金に在りたる時代の施政を見まするに、『ソウェート地區各都市中の財産は居住各家に平分せられ、各種商店の營業は店主と雇人の區別を廢して、各店主も亦た單に雇員として勤務せしめられ、各物品の價格は政府より定められ、每人唯だ現金五十元の貯蓄のみを許され、支那傳來の長子相續は絶對に禁止せられ、父母孝事のことは更に談すること能はざらしめられ、凡そ十歳を超ゆる兒童は強制的に農工軍事學校に於て訓練を受けしめられ、國際歌（インターナショナル）を唱し且宣傳工作をなすことを習はしめられ、又た童子團を組織して常に前線に赴きて政府軍と對抗せしめられ、尙ほ幼童の慘虐性養成のために赤軍は黨規違反者に對する死刑を此等の兒童に執行せしめ』てゐたのであります。（參照。昭和八年十月二十日發刊申報）

抑もコミニテルンの指導精神であるボリシェビズムは西歐に於ける工業革命に原因する勞資鬭爭より發生したマルキシズムの流れを汲むので、コミニテルンの政策が經

濟殊に分配問題に及ぶのは當然であります、其の結果として家族制度、宗教及國家的傳統を敵視し、宗教及道德を特權階級舊來の搾取的地位の防衛物となし、前述の如き殘酷なる政治を行ふに至つたのは、彼等の唯物思想から來た大なる了見違ひであります。が、十月革命後の露西亞に於ては斯くて多くの寺院が破壊され、且傳統的道德及風教も一蹴せられ、革命、反革命、飢餓及疫病のために幾百萬人を犠牲に供し、又た現在の西班牙に於ても略ば同様な悲惨なる歴史が繰返へされつゝあるのであります。然し吾人は斷然斯かるボリシェビズムの極東進出を許してはなりません。加之、東洋に於ては古來『働くものは喰ふべからず』と云ふ精神、道德問題を重要視するので、國民生活のみにて生くるものにあらず』と云ふ精神、道德問題を重要視するので、國民生活の安定を計るにはマルクス主義又はボリシェビズムとは全く根本思想を異にする皇道精神に依らなければならぬのであります。

四 日獨防共協定の必然

以上述べました通りコミニテルンの行動及其の基礎觀念たるボリシェビズムは全く日本精神と相容れざるもので、今次日本政府が同じくコミニテルンの精神及行動に反対なる獨逸と防共協定を締結して、次の如く聲明したのは頗る當然の成行にて、來るものがあ來たに過ぎないのです。

『帝國政府としては萬古不動の國體を擁護し、國家安全を確保し、進んで東亞永遠の平和を維持するため、從來とも共產主義的活動に對しては明確なる方針を堅持して來た次第であるが、近來コミニテルンの脅威の増大に鑑み、一層嚴重なる防衛措置を講ずるの必要に迫らるゝに至つた。然るにコミニテルンの組織及活動は國際的であるから之に對抗するためには國際的協力に俟つことが肝要である……依て帝國政府に於てはコミニテルンに對する防衛工作の第一步として、先づ獨逸と交渉を重ねた結果、

遂に本日協定の調印を了したのである』。

即ち本協定は全く防禦的の趣旨に出で英米佛其他一般友國を目標とするものでもなければ、又たソウエート政府にても其聲明する様にコミニンテルンと關係のないものならば同政府とも別段相敵視することになる筈もないのです。既に有田外相もユレーネフ蘇國大使の質問に對し日ソ親善關係とコミニンテルン指導下の共産主義及其中央機關に對する防衛措置とは、決して矛盾するものでなく、コミニンテルンとソ聯政府とは同一のものでない筈であると答へたといふことではあります、全くその通りで、コミニンテルンに對する共同防衛をソウエート政府に對する對抗と受取るならば、寧ろ其處に何等か不純な心理が潜んでゐることを語るものとなるであります。尙ほ吾人の同志は昭和八年九月二十三日コミニンテルンの思想及行動に反對の意思を表明し、斯かる思想及活動を調查檢討し以て聊か我國體の擁護並に國際正義の推弘に貢獻致さんとして、國際思想研究會を設立し、其の趣意を以下述べます通りに發表して置いたのであります。從つて、

今や日獨防共協定の成立を見て其の遲きを憾むと雖も是れを歡迎するに客かならざるものであります。否、我國民の精神を見まするに、防共は既に——我國の國是となり、獨逸よりも先に決心せられて居たのであります、世界の反共產陣營が支離滅裂であつたので今迄國際的に表現出來なかつたのであります、今般先づ其第一步に入つたに過ぎないのであります。

國際思想研究會設立趣意

世界の秩序は東西の國家が正義人道を重んじ、互に他の國體を敬するを以て基調とす。然るに第三インター・ナショナルは其唯物觀に依りて全社會を律し宣傳、煽動、擾亂等諸有手段を用ひて廣く其主張を强行せんとす。是れ正義人道に悖り獨り我建國の精神と相容れざるのみならず國際間の秩序を紊すものなり。

因りて茲に國際思想研究會を設立し海外同趣旨の團體とも連絡して第三インター・ナショナル其他同種主義者の思想及其活動を調查檢討し以て我國體の擁護並に國際正義

の推弘に貢獻せんとす。敢て同憂諸賢の贊助を冀ふ。（昭和八年九月二十三日）

五 日獨防共協定の反響

只だ現時の歐米諸國は對コミニンテルン問題以外に幾多の國際軋轢を有し、財界及經濟界はコミニンテルン影響下の諸企業との關係もあり、更に政治家又は學者は對ボリシェビズム問題以外に民主々義對ファシズムの如き思潮を考量して、純然たる對コミニンテルン乃至對ボリシェビズムと云ふ問題に關して鮮明なる態度を示し得ないのみでなく、歐洲に於ては歐洲内の事情からして強國が小國の對コミニンテルン政策を左右することがあるのであります。例へばソウェート政府の聯盟加入の際希臘首相ツアルダリスは一九三四年九月初めの或火曜日には反對を聲明して居りましたが、次の週の木曜日の同首相、希臘陸相及同外相の會議にては賛成に變りました。夫れは、傳ふる所に依れば強國側の壓迫だと云ふことであります。從て、今次の日獨防共協定に對しても彼等は往々自己の立

場の利害のみより見て、或は日本の武斷者が一舉モスクワを衝く準備行爲たらざるを望み、或は日獨提携は更に第二の世界大戰に導かざるやを疑ふが如き言説を試み、或は『思想』『觀念』に對する反對協定を結ぶと云ふことは論理的でないと評し、甚しきに至りてはファシズム對民主々義の兩陣營の一方に加擔したと見るのであります。若し此等の説をなす人士も一旦公平、中正の立場に戻りて冷靜に判断すれば自ら結論は是正さる、でありませう。例へば歐洲に於て最も國際紛爭に煩はざるゝ事の少ない瑞西國の代表者モツタ大統領はソヴェート政府の聯盟加入に對しては明白なる反對投票をなしたではありませんか、又た其際ジユネーヴに在る反第三インター・ナショナル協會の如きは實に次の如く痛言致したのであります。

『國際聯盟の基礎觀念は道義的のものなり、故に聯盟は崇高なる政治道德を守るにあらざれば存在の理由なく、且存續し得ざるものなり。若し此の道義心を缺けりとせんか、聯盟は一の政治市場と化し、言語道斷なる取引を見るに至らん。今現に聯盟に提議され

議題となり居るものは正に斯くの如き取引なり。ソヴェート社會主義共和國聯邦をして候補者の名乗を擧げしむる爲聯盟をして其主義を抛棄せしめんとする取引なり。而も其ソヴェート社會主義共和國聯邦たるや、建國後最初の國際的行爲としてブレスト・リトウスクの背信行爲を敢てし、露西亞の國際的誓約を悉く廢棄し、又た條約を無視してジョルジヤに侵入し、殘虐なる壓制を行ひ、同聯邦首腦者の自ら認むるが如く、世界革命の本據となり、國際間の正義人道を無視し、不可侵條約を締結したる國に於てすらも内亂を醸成しつゝある國家なり。

ソヴェート社會主義共和國聯邦の聯盟加入を支持する諸國は右に述べたるが如き事實なし、ボリシェビズムは進化せり、又たモスクワは世界革命を斷念せりと云ふも、若し果して然らば露西亞共產黨の首領にしてソヴェート社會主義共和國聯邦及共產主義インターナショナルの獨裁者たるスターリンが、革命的諸勢力の指導者として一九三四年一月第十七回大會に臨み更めて「吾人は世界到る處勝利を目指して邁進せん」と宣言せるは

何故なりや？又た同大會自身が世界革命の機關たる共產主義インターナショナルを強化するの必要を宣言せるは何故なりや？云々』

瑞西はファシストの國ではない。前述セ・ペ・ス協會の存在する白耳義も亦たファシズムの國でないことは周知の通りであります。加之、現にソヴェート・ユニオンと同盟状態にある佛國に於ても識者はコミニテルン及其の基礎觀念であるボリシェビズムに絶対反対なることは次に引用する故ポアンカレー大統領及前首相アルベル・サロー氏の言に徴するも疑ひないものであります。即ちポアンカレー氏は前露西亞國宰相ココフツォフ伯著『ボリシェビズムの實績』(Comte Kokovtsoff: „Le Bolchevisme à l'œuvre“ 1931) に序して左の如く云ふてゐるのであります。

『冀くば此の書がココフツォフ氏の同胞をして早晚眼を開かしめんことを、而して之と共に餘りに冷淡なる人道をして現實の悲哀と災厄とを覺らしめんことを。

不幸にして今日迄の所、各國民は共同の危険を除斥せんがために合同しようとはせず

箇々別々の態度を執つてゐる。そうして彼等の平和に反対して企てられたる宏大なる陰謀に關して何等憂慮する所無いやうに見へる。然かも更に嘆はしく、更に奇怪なのは彼等の中の或者が露國に於て速かに我利的目的を達せんとしつゝあることである。斯くの如き盲目的行動は眞に言語の外である。

獨立を熱望し居る國家が斯かる無謀の行動を爲す結果は世界の他の部分と共に、彼等の掘りたる深淵に陥落せぬであらうとは如何にして考へ得べきか?』

尙ほ佛國前首相アルベル・サロー氏は其の著書中に次の如く論じてゐるのであります。『ソヴェート政權に對する歐洲諸國の態度には協調一致がない。即ち協定もなく、方策もなく、「尖銳なる鐵線」の時代より箇人般的接近、孤立的交渉に移り箇人的事業又は利權の方法に依りて各國箇々に行動し、茲にも歐洲は歐洲諸國間の敵視に依りて歐洲を弱め、誠に歐洲全體のためには愚昧にして不吉なる政策を行ふてゐる』。

(右 Albert Sarraut : "Grandeur et Servitude Coloniales", Paris の一節)

以上は専ら佛國識者の言であります。米國に於ても一九二八年四月十四日國務卿ケロッグ氏の發表したステートメント中には堂々と次の様に主張してゐるのであります。『合衆國政府の信ずる所に依れば、一般友邦間に於ける基礎的關係は政治上、經濟上及社會上世界に於ける現存秩序を覆へし、又覆へさんとするが如き主義に依りて他國民に對して振舞はんとすることを任務とする或る團體の代表的實在たる一政府との間に建設することは不可能である』。

斯くて吾人の云はんとする所は世界の識者が既に述べ、吾人の行かんとする道は各國の識者に依りて既に示されてゐるのであります。只だ現時の各國群少政治家及利權屋中には目前の國際關係又は利害關係よりのみ其の立場を定めて、亞細亞の赤化は艱ては再び歐洲の災厄となることを今日尙ほ明白にし得ない者があるのは誠に遺憾であります。が、吾人は敢然として其所見を明かにすると共に我國をして世界正義の道に進ましめたいと念願致すのであります。

六 協定の眞精神

最後に一言致したきことは、若し獨逸がファシズムの國であるから、同國との協定は如何なるものでも相對抗する兩思想の陣營の一に投するものであると云ふ説は、近年コミニテルンが獨逸の鮮明なる反ボリシエビズム政策を行ふを恐れて全世界より獨逸を離間するために傳播した宣傳と全く内容を一にしてゐると云ふことであります。元來獨逸のナチズムは同國國內の必要に應じて起りたるものにて獨逸人も同主義は輸出品ではないと云ふて居るのであります。従つて、是れをコミニテルンの様な世界的機構に依りてボリシエビズが強制的に輸出せらるゝと同視するのは謬見であります。現に同じくファシズムと稱せらるゝも伊太利のファシズムと獨逸のナチズムとに幾多の特異點あることは獨伊側解説を一見するも直に判明することでありまして、日本が獨逸と防共協定を締結してもファシズムとは何等の關係なく、獨逸は復興獨逸の主義に依り、日本は萬古不

動の傳統的日本精神の上に立つのであります。又た所謂民主主義者としてナチス獨逸を攻撃するものは、何故にヒットラー政權出現前の民主主義獨逸がコミニテルンの活動に苦みたる當時に獨逸を救はずして今更ナチズムを非難して獨逸國民に一種の外國製政治型體を強くるんとするか？甚だ不可解の次第であります。茲にファシズム及ナチズム兩主義は何れも獨伊兩國民が其の必要に應じて自ら選擇した主義で外國に輸出したり強制したりするものでないことを附言致して置きます。

若しそれ日獨防共協定が日ソの開戦を惹起するといふが如き説に至つては、誤れるの甚だしきものと言はなければなりません。日ソの關係は、本協定の有無に拘らず、ソ國の状勢如何によつて左右されるものでありまして、決して本協定の成否如何に係はるものでないのみならず、東西に防共協定をした二大強國を控ゆることによつて、ソ國は此の協定成立以前よりは兵力を用ゆることが困難となる結果日ソ間に戦争を惹起するの憂ひは寧ろ減少したものと言へませう。

更に又た此の協定が日獨以外の諸國の加入によつて擴大強化されること、なれば、ソ
國は自己の主義を放擲して漸次國際協調の道を辿ることを餘儀なくせられ、世界の大勢
に逆行出來ず、此の協定に對抗することが出來ないやうになるかも知れません。

斯様な情勢となつて來れば、吾人は此の協定の精神を益々擴大強化し、戰はずして平
和裡に吾人の目的たる國際的秩序の堅立に達することが出来るわけであります。

今や日獨防共協定は、畏くも御批准を經た我國の國是であります。外交問題を超越した
國是であります。官民は宜しく一致協力して飽くまで此の協定の精神を、即ち我國々是の
精神を貫徹すべきでありますとして、此の協定を或は非難し、或は之れに對して無關心とい
つたやうな態度に出でず、忠實勇敢に我が國是の精神を貫徹せねばなりません。

要するに吾人は其信念に従つてボリシェビキの思想とコミニンテルンの行動に絶對に反
對であることを率直に聲明し、又た之れと同時に日本はコミニンテルンの思想及行動に基
く脅威を防止するためにはファシヨの國たると否とを問はず相協力するの權利と自由あ
ることを確信するものであります。（終）

附 錄

- 一、日獨防共協定條文
- 二、日本外務省聲明
- 三、獨逸宣傳相聲明

一、日獨防共協定條文

共產「インターナショナル」ニ對スル協定

大日本帝國政府及

獨逸國政府ハ

共產「インターナショナル」(所謂「コミニテルン」)ノ目的ガ其ノ執リ得ル有ラユル手段ニ
依ル現存國家ノ破壊及暴壓ニ在ルコトヲ認メ

共產「インターナショナル」ノ諸國ノ國內關係ニ對スル干渉ヲ看過スルコトハ其ノ國內ノ
安寧及社會ノ福祉ヲ危殆ナラシムルノミナラズ世界平和全般ヲ脅スモノナルコトヲ確信

シ

共產主義的破壊ニ對スル防衛ノ爲協力センコトヲ欲シ左ノ通協定セリ

第一條

附 錄

締約國ハ共產「インターナショナル」ノ活動ニ付相互ニ通報シ、必要ナル防衛措置ニ付協議シ且緊密ナル協力ニ依リ右ノ措置ヲ達成スルコトヲ約ス

第二條

締約國ハ共產「インターナショナル」ノ破壞工作ニ依リテ國內ノ安寧ヲ脅サルル第三國ニ對シ本協定ノ趣旨ニ依ル防衛措置ヲ執リ又ハ本協定ニ參加センコトヲ共同ニ勸誘スベシ

第三條

本協定ハ日本語及獨逸語ノ本文ヲ以テ正文トス本協定ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベク且五年間效力ヲ有ス締約國ハ右期間滿了前適當ノ時期ニ於テ爾後ニ於ケル兩國協力ノ態様ニ付了解ヲ遂グベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本協定ニ署名調印セリ

昭和十一年十一月二十五日即チ千九百三十六年十一月二十五日「ベルリン」ニ於テ本書二通ヲ作成ス

大日本帝國特命全權大使 子爵 武者小路公共（印）
獨逸國特命全權大使 ヨアヒム、フォン、リッベントロップ（印）

共産「インターナショナル」ニ對スル協定ノ附屬議定書

本日共産「インターナショナル」ニ對スル協定ニ署名スルニ當リ下名ノ全權委員ハ左ノ通
協定セリ

- (イ) 兩締約國ノ當該官憲ハ共産「インターナショナル」ノ活動ニ關スル情報ノ交換並ニ共
產「インターナショナル」ニ對スル啓發及防衛ノ措置ニ付緊密ニ協力スベシ
- (ロ) 兩締約國ノ當該官憲ハ國內又ハ國外ニ於テ直接又ハ間接ニ共產「インターナショナ
ル」ノ勤務ニ服シ又ハ其ノ破壞工作ヲ助長スル者ニ對シ現行法ノ範圍内ニ於テ嚴格ナ
ル措置ヲ執ルベシ

- (ハ) 前記(イ)ニ定メラレタル兩締約國ノ當該官憲ハ協力ヲ容易ナラシムル爲常設委員會設
置セラルベシ共產「インターナショナル」ノ破壞工作防遏ノ爲必要ナル爾餘ノ防衛措置
ハ右委員會ニ於テ考究且協議セラルベシ

昭和十一年十一月二十五日即チ千九百三十六年十一月二十五日「ベルリン」ニ於テ

大日本帝國特命全權大使 子爵、武者 小路 公共 (印)
獨逸國特命全權大使 ヨアヒム、フォン・リッベントロップ (印)

一一、日本外務省聲明（昭和十一年十一月二十五日）

(一) 共産インターナショナル所謂コミニテルンはモスコーに本部を構へ、其の創立以來世界革命の根本方針の下に各國に於ける國家組織及社會組織を破壊せんが爲、各種の工作を施し世界平和に多大の脅威を與へて來たが、昨年夏第七回世界大會を開催しアシズム及帝國主義に對抗する爲、第二インターナショナル等との統一戰線結成に邁進するの方針を決議すると共にコミニテルン今後の活動の目標は日本、獨逸、波蘭等であることを明にし尙日本と鬭争する爲支那共產軍を援助すべき旨を決議宣言した。

コミニテルンの實行方法は、右大會後著しく巧妙となつた爲、其の危險性は益々増大した。而してコミニテルンが如何に各國の内部關係に介入し、現存國家の安寧及世界平和に對し甚しき害毒を齎したかは、今次西班牙の動亂に就てのみ之を見るも其の深刻なるに驚かぬ者は無からう。又尠くとも右コミニテルン大會の際ソヴィエト聯邦

政府に抗議した國々に於てはコミニテルンの活動の有害に付充分なる認識を有する筈である。

(二) 赤化の侵寇は從來東洋方面就中支那に於て特に著しく、外蒙古、新疆の如きは既に其の慘禍を嘗め、支那本部に於ては共產軍の甚しき跋扈を見つゝあり、中國共產黨を通じて行はるゝコミニテルンの對支活動は前記第七回大會以後頓に活潑を加へて來た。

滿洲國に於てもコミニテルンは中國共產黨滿洲省委員會を指導して各地の細胞組織の扶植及匪賊の懷柔誘導に努め、赤色バルチザン隊を各地に出沒せしむる等其の暗躍甚しきものがある。

我國に於ては滿洲事變以後極左運動は一時衰微の兆があつたが、コミニテルン大會後は其の決議に従ひ合法場面に潜入して統一戰線運動を展開し共產主義運動再興の素地たらしめんとし再び該運動擡頭の勢がある。

(三) 帝國政府としては萬古不動の國體を擁護し、國家の安全を確保し、進で東亞永遠の平和を維持する爲、從來共共產主義的活動に對しては明確なる方針を堅持して來た次第であるが、右の如きコミニンテルンの脅威の増大に鑑み、一層嚴重なる防衛措置を講ずるの必要に迫らるゝに至つた。然るにコミニンテルンの組織及活動は國際的であるから、之に對抗する爲には國際的協力に俟つことが肝要であるが、獨逸に於ては昭和八年ヒットラー政權の成立以來峻烈なる反共產主義的政策を實行し來つた一方前述の如く客年のコミニンテルン大會は日本及獨逸等を以て今後に於けるコミニンテルン活動の主たる對象と爲して居るので獨逸は對コミニンテルン關係に於て帝國と著しく類似の立場に在るのである。依て帝國政府に於てはコミニンテルンに對する防衛工作の第一步として、先づ獨逸と交渉を重ねた結果、遂に本日協定の調印を了し直に實施せられたのである。

(四) 本協定はコミニンテルンの破壊工作に對する共同防衛を本旨とするもので、締約國間

に於けるコミニンテルンの活動に關する情報の交換、防衛措置に關する協議及實行並コミニンテルンの脅威を受くる第三國に對する共同勸誘に付規定し、別に附屬議定書に於て本協定の施行に必要な具體的方法を定めて居る。

(五) 帝國政府に於ては今後コミニンテルンの脅威に對する防衛措置の完璧を期し成べく多數の國家と協力せんことを欲する次第であるが、是れ一にコミニンテルン防衛の目的に出づるものに他ならぬのであつて、本協定に關聯し又は其の背後に何等の特殊協定のないことは勿論、右以外の目的を以て何等か特殊の國際的ブロックを形成し、又は之に參加せんとする意圖を有するものでない。尙ほ又本協定はソヴィエト聯邦其の他如何なる特定國をも目標とするものでないことは言ふ迄もない。

三、獨逸宣傳相聲明（一九三六年十一月二十五日）

今次日獨協定は共産インターナショナルの爲歐洲及全世界に漲つたる暗雲に對し光明を放つた。本協定は防衛的性質を有するものでコミニテルンが不斷の挑發、革命的内亂、無政府的顛覆運動及良心なき民族破壊運動に依り全世界を混亂の深淵に陥れんと試みたのに基くものである。

本協定は第二條に示すが如く何國を敵とするものにあらず、唯コミニテルンの暴威を抑制せんとする意味と目的とを有するに止まり、右は又獨逸現政權樹立以來の確固たる方針である。吾人は本年ニューヨークベルグ黨大會に於て共産主義の禍害を高調したが果せるかな最近の西國事件は戰慄すべき災禍を示したものと言ふべく、今次日獨の二大文明國間に締結せられた協定は世界平和に對する重要な貢獻を使命とし且兩締約國は他を挑發せず、同時に自ら挑發の犠牲たらざることを明示した。全世界は本協定が人

道の脅威に對し最高の文化擁護及世界の眞正なる平和の爲の鬪爭の嚆矢を爲せることを知悉せんことを希望する。云々

333

5·72

昭和十一年十二月九日印刷
昭和十一年十二月十二日發行

定價金十錢
郵稅金貳錢

編輯者兼

發行者

花 岡 止 郎

印刷者

小 林 又 七

東京市芝區琴平町一番地ノ五號(虎ノ門角)
不二屋ビル四階

發行所
國際思想研究會事務室

電話芝三三八一二二九番

東京市日本橋區通二丁目六番地ノ二

發賣所
丸善株式會社

電話日本橋(24)自二二二〇番至二二二九番

